

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 佐藤眼科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市本石灰町5番11号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成元年3月22日

(4) 設立登記年月日 平成元年4月1日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	佐藤 安雄	管理者
理事	佐藤 優子	
同	佐藤 誠司	
監事	村上 瞬	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 佐藤眼科医院	長崎県長崎市本石灰町5番11号	無し

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
		無し

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
		無し

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 5月 20日 令和2年度決算の決定

” 令和3年度役員年間報酬限度額の決定

令和4年 3月 29日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3-2

法人名 医療法人社団 佐藤眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市本石灰町5番11号

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	48,346	I 流動負債	1,023
II 固定資産	50,843	II 固定負債	
1 有形固定資産	4,893	負債合計	1,023
2 無形固定資産	120	純資産の部	
3 その他の資産	45,830	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 積立金	
		(うち代替基金)	88,167
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	98,167
資産合計	99,190	負債・純資産合計	99,190

法人名 医療法人社団 佐藤眼科医院
 所在地 長崎県長崎市本石灰町5番11号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	37,032
2 事業費用	48,846
本来業務事業損失	11,814
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	11,814
II 事業外収益	892
III 事業外費用	3
経常損失	10,925
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	10,925
法人税等	82
当期純損失	11,007

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 佐藤眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市本石灰町5番11号

財 産 目 録

(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額	99,190 千円
2. 負 債 額	1,023 千円
3. 純 資 産 額	98,167 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	48,346
B 固 定 資 産	50,843
C 資 産 合 計 (A+B)	99,190
D 負 債 合 計	1,023
E 純 資 産 (C-D)	98,167

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 佐藤眼科医院
理事長 佐藤 安雄 殿

私は、医療法人社団 佐藤眼科医院の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月25日

医療法人社団 佐藤眼科医院

監事 村上 瞬